

高事第 1731号
平成28年9月27日

各市町村高齢者福祉担当課長 様

大阪府福祉部高齢介護室長
(公印省略)

介護職員が行う喀痰吸引等業務に関する注意喚起について（通知）

昨今、介護職員による喀痰吸引等業務に関し、不適切な内容で実施されているとの通報等により、改善勧告を行う事例が相次いでいることを受け、当室では別紙のとおり、府所管の高齢者入所施設のうち（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所生活介護、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、居宅介護事業所の管理者あて、喀痰吸引等業務に関する安全管理の徹底等について通知文を発出しましたのでお知らせします。

つきましては、貴市町村で所管される、高齢者入所施設、事業所（上記に加え、地域密着特別養護老人ホーム、グループホーム等）に対し、安全管理に関する注意喚起等を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

【主な改善勧告の事例】

- ・研修を修了していない介護職員による喀痰吸引等業務の実施
- ・認定された範囲を越えた業務の実施
(経過措置の認定にもかかわらず、胃ろうの接続・注入を行うケースなど)
- ・事業者登録を行わず介護職員による喀痰吸引等業務の実施
- ・業務方法書に従わない喀痰吸引業務の実施
(医師の指示書がない、各入所者の業務計画書が策定されていない、日々の実施記録の記載がない、医師に実施状況報告がないなど)
- ・変更届の未提出
(喀痰吸引等業務従事者に変更があった場合などにおいて、変更届が未提出)

大阪府福祉部高齢介護室
介護事業者課施設指導グループ
TEL 06-6944-7106
FAX 06-6944-6670